

各分科会担当のみなさま

当日配布資料の提出について

すでに、以前から、また、メールでもお知らせいたしましたように、分科会当日に持参された資料（予稿集に未掲載のもの）について、分科会担当者の責任において、集約していただきたくお願いいたします。

各分科会で配布された資料を、できれば2セット、少なくとも1セットを、分科会終了前、14時ごろまでに、実行委員会事務局の部屋、M棟1階M3教室に持参していただきたくお願いいたします。今回も、前回と同様、集会終了後に、PDF化し、原発と人権ネットワークのホームページ上に掲載の予定です。

もしも、提出いただけない場合には、実行委員会としては、把握できず、記録上、資料の存在が確認できないこととなってしまいます。部分的に欠損している場合も含む。そのような事態は、可能な限り避けたいと考えておりますので、ご協力いただきたくお願い申し上げます。

お手数ではございますが、よろしくお願いいたします。

いおん

大坂克星(東洋大学)か
対応します。

第3分科会

※各分科会へ、2日の全体会(7/24の会)での分科会の内容
について報告を、していただく方、および報告集(「法と民主主義」誌)
の報告執筆者を 送付していただく方、

以下、各分科会の担当者から若干、送付させていただきます。
ご希望の方、お早めにお戻りください、申し出てくださいます。

よろしくお願いいたします。

USBに
7/29/2018 → T-9あり

第4回「原発と人権」全国研究・市民交流集会 in Fukushima

第3分科会「原発事故賠償の課題と展望」

兼

日本環境会議（JEC）福島原発事故賠償問題研究会

2018年度第3回原賠研責任論ワーキング

日時：2018年7月29日（日）9時30分～14時30分

会場：福島大学 M講義棟・21号教室（福島県福島市金谷川1）

【分科会の狙い】

福島原発事故から生じた被害の回復を求めて提起された約30の集団訴訟において、2017年春以降、判決が続いている。東電とともに国の責任を認めるもの、国の指針の下で東電が定めた損害賠償の範囲を超える賠償を認めるものなど、現行の原子力損害賠償制度の不十分さを明らかにした点は評価できるが、認容額が被害実態とかけはなれているなど、今後乗り越えなければならぬ課題は山積している。

当分科会は、日本環境会議（JEC）福島原発事故賠償問題研究会（代表：吉村良一、顧問：淡路剛久、事務局：除本理史・米倉勉）と科研費基盤研究（C）課題番号18K01344「大規模災害の賠償・補償制度の国際比較—福島原発事故を基軸に」（研究代表者：大坂恵里）の研究報告会を兼ねるものである。前半部では、これらの判決の責任論、損害論に関して分析・検討を行う。後半部では、原発事故賠償の制度的課題を取り上げて意見交換を行う。

【タイムテーブル】 ※報告題は全て（仮）です。

I 2017～18年の原発事故賠償訴訟判決の検討——全体会報告を受けて

- | | | | |
|-------------|---|------------|--------------------|
| 9:30-10:00 | 責任論——国の責任を中心に | 清水晶紀（福島大学） | T-9あり |
| 10:00-10:40 | 原発事故賠償訴訟における損害論 | 若林三奈（龍谷大学） | T-9あり |
| 10:40-11:10 | 予防的回避によるケイパビリティの制約と共同性の喪失
——区域外原発事故被害の核心 | 成元哲（中京大学） | 後ほどメールで
資料を送ります |

11:10-12:00 質疑応答・全体討議

<12:20-12:50 日本環境会議 会員総会（M講義棟・4号教室）>

II 原発事故賠償の制度的課題

- | | | | |
|-------------|-------------|--------------|--------|
| 13:00-13:30 | 除染・原状回復について | 神戸秀彦（関西学院大学） | 予稿等のみ。 |
| 13:30-13:45 | 原賠法見直しの動向 | 大坂恵里（東洋大学） | T-9あり |
| 13:45-14:20 | 質疑応答・全体討議 | | |
| 14:20-14:30 | 総評（コメント） | 吉村良一（立命館大学） | 資料あり |

<14:45-15:50 全体会（L講義棟・4号教室）>